

浜松市公告第 3 4 9 号

大規模小売店舗立地法(平成 1 0 年法律第 9 1 号)第 6 条第 1 項の規定による変更の届出があったので、同条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告する。当該届出及びその添付書類は、この公告の日から 4 月間浜松市産業部産業振興課において縦覧に供する。

平成 2 6 年 4 月 3 日

浜松市長 鈴木 康友

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

エディオン浜松半田店
浜松市東区半田町 7 2 2 - 2

2 変更した事項

(1) 大規模小売店舗の名称

変更前	変更後
名称	名称
エイデン浜松半田店	エディオン浜松半田店

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

変更前			変更後		
名称	代表者の氏名	住所	名称	代表者の氏名	住所
株式会社 エイデン	代表取締役 岡嶋 昇一	名古屋市中村区名 駅 4 丁目 2 2 番 2 1 号	株式会社 エディオン	代表取締役 久保 允誉	広島市中区 紙屋町二丁目 1 番 1 8 号

3 変更年月日

(1) 大規模小売店舗の名称

平成 2 4 年 1 0 月 1 日

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

平成 2 3 年 6 月 2 9 日

4 変更する理由

- (1) 大規模小売店舗の名称については、店舗名称変更のため。
- (2) 小売業については小売業者変更のため。